

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議運営規則（案）

令和 6 年 8 月 日

地域スポーツ・文化芸術創造と
部活動改革に関する実行会議決定

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議設置要綱（以下、「設置要綱」という。）5.（2）の規定に基づき、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他本実行会議の運営に関し必要な事項は、設置要綱に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（議事）

第二条 委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（会議の公開）

第三条 本会議は、次に掲げる場合を除き、原則公開して行う。

- 一 人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、座長が、会議を公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす可能性があると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第四条 本会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、スポーツ庁地域スポーツ課及び文化庁参事官（芸術文化担当）付（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- 4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

- 5 座長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第五条 本会議に配布した資料は、公開することとする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部または一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第六条 事務局は、議事録を作成し、これを公開することとする。ただし、当事者又は第三者の利益を害する可能性のある場合等、非公開とすることが適当と座長が判断する場合には、議事録の全部または一部を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第七条 本会議の出席者は、第二条の規定により公開された範囲を超えて、会議の内容等を対外的に明らかにしてはならない。

第八条 この規則に定めるもののほか、本会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が本会議に諮って定める。

(準用)

第九条 第一条から第八条までの規定は、ワーキンググループについて準用する。この場合において、「会議」とあるのは「ワーキンググループ」と、「座長」とあるのは「主査」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、会議の決定の日（令和6年8月 日）から施行する。